

山下小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1) いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

〈いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）2条より引用〉

2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童の尊厳が守られることを目的にしたい。そのためには、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見に努める。本校の学校教育目標である「やさしさいっぱいかがやくえがお」の達成には、学校・保護者・地域・その他の関係機関等の連携も不可欠であると考えます。

【学校として】

- ・あらゆる教育活動を通じ、「誰もが・安心して・豊かに」生活できる学校を目指す。
- ・いじめは、どこの学級にも、誰にでも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には、早期に解決できるよう保護者・地域・関連機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子を守り抜く」ことを根幹とし、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心に組織的に対応する。
- ・児童が主体となって「いじめのない山下小学校」を形成するという意識を育むための指導・支援を行う。
- ・相談窓口の明示とともに、児童が日ごろから相談しやすい関係づくりを大切にし、早期発見に努める。また、定期的なアンケートや面談を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

【保護者として】

- ・誰もがいじめたり、いじめられたりする立場になりうることを理解し、いじめに加担す

ることがないように指導に努めるとともに、心身に苦痛を感じた場合には周囲の人に相談するよう働きかける。

- ・いじめを発見、またはいじめの恐れがあると思われる場合には速やかに学校、関係機関に相談または連絡する。
- ・インターネットを通じたいじめに対する理解を深め、ネット機器使用にかかわる監督やルール・マナーの指導、トラブル解決にあたる。

2 いじめ防止対策委員会の設置

1) 委員会の運営

- ・「いじめ防止対策委員会」を月1回定期的に開催する。また、いじめ（「疑い」も含む）を察知した場合には、臨時のいじめ防止対策委員会を開く。
- ・「いじめ防止対策委員会」では、いじめに関する情報の収集にあたり、担任や一部の教職員で抱えることなく、組織として対応するための役割分担を行う。
- ・校長は、学校として組織的な対応の方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、推進の管理を行う。

2) 委員会の構成員

- ・校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、ブロック主任、特別支援コーディネーターによって構成する。（必要に応じて、当該学年職員等も含める）
- ・学校カウンセラー等の心理や福祉等の専門家の参加を求めることもある。

3) 年間計画

月	活動内容
4月	・児童生徒理解研修（いじめの定義） ・前担任、現担任の児童に関する引き継ぎ ・山下小スタンダードの確認 ・いじめ撲滅宣言（学級開きの中で） ・SOSの出し方プログラム実施 ・保護者へいじめ対策についての説明と啓発（懇談会） ・個別の支援計画作成
5月	・希望者面談実施（個別の支援計画について保護者と共通理解） ・縦割り活動を通じた人間関係づくり ・YPアセスメント実施①→児童との個別面談実施 ・職員研修「YPの活用と学級風土づくり、個に応じた対応について」 ・「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）」実施

6月	・代表委員会による「いじめ」についての話し合いと防止の取り組み ・横浜プログラム実施①
7月	・横浜プログラム実施② ・YP アセスメント②実施 ・懇談会の実施（低学年） ・小中ブロック子ども会議（8月の区交流会に向けて）
夏季休業中	・教職員研修（人権・児童指導・特別支援教育、体罰防止等）
9月	・夏休み明けの個人面談懇 ・横浜プログラム実施③ ・個別の支援計画の見直し
10月	・行事（宿泊体験学習、運動会など）を通じた人間関係づくり ・横浜プログラム実施④
11月	・YPアセスメント実施③ ・話し合い活動「学級の諸問題」【学活】
12月	・人権週間の取り組み（人権意識啓発活動） ・「いじめ早期発見のための生活アンケート（無記名式）」実施 ・学校評価の実施→児童、保護者の意見を聞く ・個別の支援計画振り返り作成 ・防犯教室（サイバー犯罪を含む）の実施
1月	・冬休み明けの児童理解【必要に応じ教育相談実施】 ・希望者面談（個別の支援計画について保護者と共通理解を図り、来年度の目標を確認する）
2月	・代表委員会による「山下小スタンダード」について（次年度へ向けて児童の声を吸い上げる） ・学校いじめ防止基本方針の見直し
3月	・記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ・小中の情報連携のための連絡会 （6年担任、児童支援専任、養護教諭⇄緑が丘中等）

※状況の変化により、予定を変更・中止することがあります。

○年間を通して

- ・中学ブロックでの児童支援・生徒指導専任間での情報共有
- ・学校状況・児童の共通理解
- ・校舎内外巡回
- ・カウンセラーや児童相談所、区子ども家庭支援課との情報交換
- ・児童指導委員会（月1回）
- ・いじめ防止対策委員会（月1回・臨時）いじめ認知、支援方針の決定

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1) 未然防止への取組

子どもたちが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築き、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくり、学校づくりを行う。併せて子どもたち自身がいじめを自分ごととして捉え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

【具体的取組】

- ・重点研究を中心に子どもが主体的に学びに向かうよう、個に応じた指導の在り方について研究し、「できた。」「わかった。」という思いをもてるよう教材研究を行う。
- ・横浜プログラムを活用し、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・学級風土をつくる子どもたちの社会的スキルを育んだり、人権習慣の取り組みなどを中心に、人権意識の向上を図ったりすることで未然防止に努める。
- ・いじめについて全校児童が考え、クラスで話し合い、代表委員会での話し合いの場を設け、「いじめを防ぐこと」について発信、実践できるようにする。
- ・全校遠足、集会、運動会等でたて割り班活動を充実させることで自己有用感を高め、自他を大切にしようとする心を育むとともに社会参画への意欲を高める。

2) いじめの早期発見

日常的に児童の様子について情報共有を図り、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、積極的に認知していく。

【具体的な取組】

- ・日ごろから児童の様子について情報共有を密に行う。児童指導した内容について記録し、週ごとに専任、管理職へ提出する。
- ・YP アセスメントやいじめ早期解決アンケートを実施するとともに、必要に応じて児童への直接の声かけを行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握をする。

3) いじめに対する措置

いじめの発見・相談・通報を受けた際には、速やかに情報を共有し、いじめ防止対策委員会を中心に対応にあたる。いじめを受けた児童を守るという前提のもと、関係児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮をした上で毅然とした態度で指導を行う。

【具体的な取組】

- ・いじめを受けた児童に対しては複数名で事情や心情を聴取する。保護者とも連携し

児童の状態に応じたケアを継続的に行う。

- ・関係児童に対しては、複数名で事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、保護者への共有と指導・支援を行う。関係児童の状態に応じて継続的な指導または支援も行っていく。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められた場合には、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守るとともに、警察と連携して関係児童の健全育成をめざし対応にあたる。
- ・「行為が少なくとも3か月止んでいること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされた場合、「いじめの解消」とするが、継続的に見守りを行う。

4) 研修等の実施

教職員に対して、いじめ防止に取り組むことの重要性に関する理解を深めるため、いじめへの対応に係る教員の資質向上のための研修を行う。また、保護者向けの講演会等を企画し、保護者の危機管理意識を高める機会とする。

【具体的な取組】

- ・教職員向けの手引きを活用して、いじめ防止、対応に向けた校内研修を行う。
- ・様々な児童の特性を理解できるよう、児童理解研修を行う。
- ・職員会議等を活用し、具体的な取組について共通理解したり、事案について検討したりすることにより、職員一人ひとりが迅速に、的確に対応できるようにする。

5) 保護者・地域への発信と連携

学校と保護者は、児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を保護者・地域へ広く発信し、連携・協力を図る。

【具体的な取組】

- ・入学説明会や懇談会、学校だより等を通じていじめの未然防止に向けた学校の取組を共有し、保護者の理解を得るとともに両輪となって対応していけるよう促す。
- ・学校運営協議会、学家地連等地域の方々にも学校の取組を知っていただくとともに、課題についても共有し学校運営に関して助言を求める。

4 重大事態への対処

1) 重大事態の定義

重大事態とは、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のことを指す。

〈いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項より〉

2) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態とみられる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景要因としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応していたかなどの事実関係を可能な限り明確にする。再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童や保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

1) いじめ防止対策の点検と見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等見直しを行う。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

2) 「だれもが」「安心して」「豊かに」過ごすために

不登校傾向の児童や外国へつながる児童等を含め一人ひとりの子どもの視点に立ち、既成概念にとらわれることなく柔軟な対応を検討する。

- ・家庭訪問の実施
- ・取り出しや入り込みの学習支援